

地域自立支援協議会における課題への提案に係る意見について

課 題	提 案	意 見
<p>1 生活の場確保のための取り組み</p> <p>(1) 共同生活援助について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域での生活希望の増加に伴う受け皿不足 ② 親なき後（特に保護者から）の共同生活援助の希望 ③ 社会的入院（地域移行・地域定着）の地域の受け皿不足 ④ 共同生活援助入居者の高齢化に伴う対応 ⑤ 身体障がい者対応物件の不足 <p>(2) 保証制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 周知不足及び利用条件のハードルが高い。 ② 保証制度は、民法上、個人の将来発生しうる債務負担についても保証を求めるもので、行政が対応できるものか困難。 ③ 既存の保証人制度は、財団等へ入会料、月会費を支払い加入するもの。 ④ 居住サポート事業（保証行為そのものを肩代わりするものではなく、物件斡旋依頼や、入居契約手続き支援、調整するもの。） ⑤ 指定一般相談支援事業の役割とは。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談体制の整理が必要か。（特に親亡き後については、世帯を取り巻く状況（家族構成、経済状況等）が異なることから、特に、将来的な生活の場に関わる個別的な相談体制又は相談会ができていないか、今後、できないかの検証。） ○ 施設入所から地域生活への移行に主体的な取り組みを行ってきた法人等による取り組みから学べることはないか、又は、学ぶ機会の確保が必要か。（精神科を持つ医療機関関係者、障害者支援施設、救護施設を運営する法人、今後、共同生活援助の運営を検討している団体、指定一般相談支援事業所、等々。） ○ 病院敷地内の経過的特例の取り扱いについて、具体的案件が提出されるまでは保留としてよいか。 ○ 入居者の高齢化への対応のほか、施設入所者の高齢化と合わせて、障がい関係者と介護保険事業者との垣根を越えた交流を促進する必要はないかどうか。 ○ 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、共同生活援助を位置づけるかどうか。また、位置づける場合、他の障害福祉サービス（短期入所、自立訓練等）や相談事業についても併せて位置づけることを前提とすることがよいかどうか。 ○ 本市の現状では、保証制度利用の前段階（物件紹介）で課題多い。 ○ また、指定一般相談支援事業及び居住サポート事業を活用しての物件紹介、保証制度周知が必要。 ○ このことから、賃貸物件ではなく、障害福祉サービス事業（共同生活援助）へ重点を移すことが必要か。 ○ 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、共同生活援助を位置づけるかどうか。併せて、指定一般相談支援及び居住サポート事業の実施も位置づけるかどうか。 	

課 題	提 案	意 見
<p>(3) 地域生活支援拠点事業</p> <p>① 第4期市障害福祉計画において、当該事業については、1ヶ所の位置づけであること。</p> <p>② 多機能型拠点整備型及び面的整備型のいずれの場合についても、事業を運営している法人単位ではなく、一定地域内で事業を運営する法人間での役割分担が不可欠である。単独法人のみでの対応でよいかどうか。</p> <p>(4) 職員等の確保</p> <p>① 世話人の確保及び養成について。</p> <p>② 世話人の確保及び養成について、GH運営者間での情報交換の場設定。(課題の背景、事業者間で共通のもの、異なるものの整理して欲しい。)</p> <p>(5) その他</p> <p>① 公営住宅について、所管課との意見交換会の開催。</p> <p>② 想定される対象者については、障がい者の他、高齢者、生活保護受給者等も含む。(重複含む。)</p>	<p>○ 平成29年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、地域生活支援拠点事業を位置づけるかどうか。</p> <p>○ 多機能型拠点整備型におけるGH併設型を進めるかどうか。進めるにあたり、1つの建物について、入居定員の適正数は、どの程度とすべきか。</p> <p>○ 面的整備型における事業を進めるにあたり、実施主体の垣根を越えた面的整備について、どのように進めるかどうか。</p> <p>○ 世話人の確保及び養成について、GH運営者間での情報交換の場設定をしてはどうか。実施主体の垣根を越えた、世話人確保等についての方策、改善策が出せないかどうか。その足掛かりとして、実施主体間での情報交換の場を設ける必要はないか。</p> <p>○ 世話人については、現行制度上、資格要件なし。人材が不足している他職種の養成研修とタイアップした研修会を開催できないかどうか。</p>	
<p>2 日中活動の場確保のための取り組み</p> <p>(1) 生活介護</p> <p>① 在宅の重度(重症)心身障がい者に対応できる事業所の不足。</p> <p>② 事業実施が困難な理由はなにか。(設備、人的確保、ノウハウ等)</p>	<p>○ 平成29年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、平成28年度に引き続き位置づけるかどうか。</p> <p>○ 障害福祉サービス事業を主に実施する事業主体による参入困難な場合、介護関係事業者への積極的な働きかけ、又は基準該当を促進すべきか。</p> <p>○ 利用者の高齢化への対応のほか、施設入所者の高齢化と合わせて、障がい関係者と介護保険事業者との垣根を越えた交流を促進する必要はないかどうか。</p>	

課 題	提 案	意 見
<p>(2) 短期入所（児含む）</p> <p>① 在宅の重度（重症）心身障がい者に対応できる事業所の不足。</p> <p>(3) 自立訓練</p> <p>① 事業所の不足。</p> <p>(4) 地域活動支援センター</p> <p>① 聴覚障がい団体や親の会を含めた、地域で活動できる場づくりへの支援について。</p>	<p>○ 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、平成 28 年度に引き続き位置づけるかどうか。</p> <p>○ 障害福祉サービス事業を主に実施する事業主体による参入困難な場合、介護関係事業者への積極的な働きかけ、又は基準該当を促進すべきか。</p> <p>○ 利用者の高齢化への対応のほか、施設入所者の高齢化と合わせて、障がい関係者と介護保険事業者との垣根を越えた交流を促進する必要はないかどうか。</p> <p>○ 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、位置づけるかどうか。</p> <p>○ コーディネーターの育成が必要かどうか。</p>	
<p>3 就労の場確保のための取り組み</p> <p>(1) 身体障がいに対応できる就労系（A型、B型、移行）障害福祉サービスの確保</p> <p>① 在宅の重度身体障がい者に対応できる事業所の不足。</p> <p>② 事業実施が困難な理由はなにか。（設備、人的確保、ノウハウ等）</p> <p>(2) 地域活動支援センター（再掲）</p>	<p>○ 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、位置づけるかどうか。（現行利用者のみを前提としない施設整備計画）。</p>	